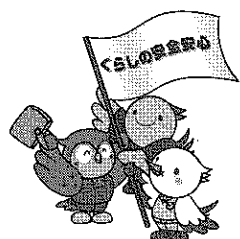
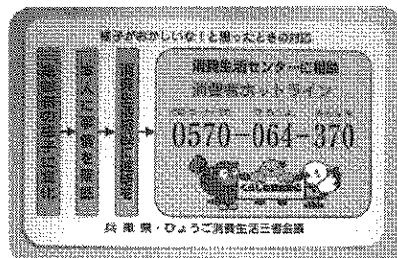


高齢者の消費者トラブルを防ごう！

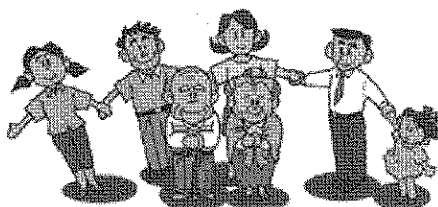
高齢者見守りカードの活用方法



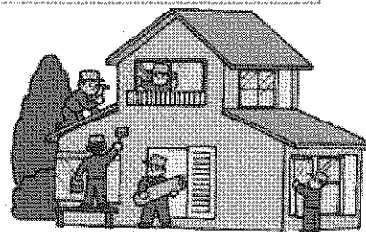
● 高齢者宅を訪問する際、
高齢者見守りカードを携行



● 高齢者の様子に次のような変化がある
(例)・不自然な修理・リフォーム工事がしてある
・お金に困っている様子がみられる
・業態の分からない店や会場に出入りしている
・投資などに関心を持ち始めた
・急に親しい人ができたようだ
・たくさんの郵便物が届いている
など



● ご本人に事情を確認する



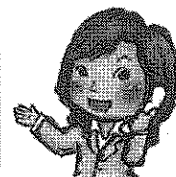
● 消費生活に関する事で、悩みや困りごとがある
(例)・いろいろな人から投資の勧誘電話がかかってくる(劇場型勧誘)
・申し込んでいない健康食品が自宅に大量に送られてくる
・携帯電話に料金を請求するメールが届く
・床下の無料点検をしてもらったら、補強工事や塗装工事など、
次々とリフォーム工事を勧められ困っている



● ご本人・ご家族またはご本人の同意を得て
消費生活センターに電話(消費者ホットライン:0570-064-370)



● 消費者ホットラインに電話をかけると、お近くの消費生活センターに
つながり、消費生活相談員がお話をお聞きします



問い合わせ先 : 兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課 078-362-3376

様子がおかしいな！と思ったときの対応



兵庫県・ひょうご消費生活三者会議

気づきのポイント

身のまわり

- 短期間に物が増えた
- 不自然な修理・リフォーム工事がしてある

お金

- 急に節約を始めた
- お金に困っている様子がみられる

外出

- 外出が急に増えた
- 業態のわからない店や会場に出入りしている

関心

- 投資などに関心を持ち始めた
- 靈感・祈祷などに関心を持ち始めた

出入り

- 見慣れない人や車が入りしている
- 急に親しい人ができたようだ

その他

- たくさんの郵便物が届いている
- 突然の電話におびえている